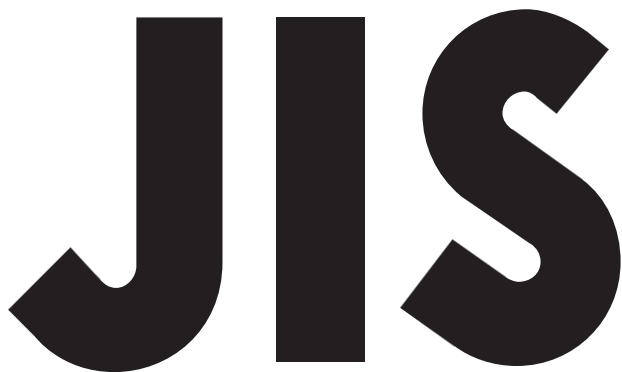




アセットマネジメントー
アセットマネジメントシステムー要求事項

JIS Q 55001 : 2025

(ISO 55001 : 2024)

(JAAM/JSA)

令和 7 年 9 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田 辺 新 一	早稲田大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 水 孝太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学

主 務 大 臣：経済産業大臣，国土交通大臣 制定：平成 29.8.25 改正：令和 7.9.25

官 報 掲 載 日：令和 7.9.25

原 案 作 成 者：一般社団法人日本アセットマネジメント協会

(〒107-6218 東京都港区赤坂 9-7-1 東京ミッドタウン・タワー TEL 03-6625-5394)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] 又は国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	3
3 用語及び定義	3
4 組織の状況	7
4.1 組織及びその状況の理解	7
4.2 ステークホルダーのニーズ及び期待の理解	7
4.3 アセットマネジメントシステムの適用範囲の決定	7
4.4 アセットマネジメントシステム	7
4.5 アセットマネジメントの意思決定	8
4.5.1 フレームワーク	8
4.5.2 基準	8
4.5.3 方法, プロセス及びツール	8
5 リーダーシップ	8
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	8
5.2 アセットマネジメントの方針	9
5.3 役割, 責任及び権限	9
6 計画策定	10
6.1 リスク及び機会への取組	10
6.1.1 一般	10
6.1.2 リスクへの取組	10
6.1.3 機会への取組	10
6.2 アセットマネジメントの目標及びそれを達成するための計画策定	11
6.2.1 戦略的アセットマネジメント計画 (SAMP)	11
6.2.2 アセットマネジメントの目標	11
6.2.3 アセットマネジメントの目標を達成するための計画策定	12
6.3 変更の計画策定	12
7 支援	13
7.1 資源	13
7.2 力量	13
7.3 認識	13
7.4 コミュニケーション	13
7.5 文書化した情報	14
7.5.1 一般	14
7.5.2 文書化した情報の作成及び更新	14

	ページ
7.5.3 文書化した情報の管理	14
7.6 データ及び情報	15
7.7 ナレッジ	15
8 運用	16
8.1 ライフサイクルマネジメントを含む運用の計画策定及び管理	16
8.2 変更の管理	16
8.3 外部から提供されるプロセス, 製品, 技術及びサービス	16
9 パフォーマンス評価	17
9.1 モニタリング, 測定, 分析及び評価	17
9.2 内部監査	17
9.2.1 一般	17
9.2.2 内部監査プログラム	17
9.3 マネジメントレビュー	18
9.3.1 一般	18
9.3.2 マネジメントレビューへのインプット	18
9.3.3 マネジメントレビューの結果	18
10 改善	19
10.1 継続的改善	19
10.2 不適合及び是正処置	19
10.3 予測行動	19
参考文献	21
解 説	23

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本アセットマネジメント協会（JAAM）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣及び国土交通大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 55001:2017** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣、国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

アセットマネジメント— アセットマネジメントシステム—要求事項

Asset management—Asset management system—Requirements

序文

この規格は、2024 年に第 2 版として発行された **ISO 55001** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、“アセットマネジメントシステム”といわれる、アセットマネジメントのためのマネジメントシステムの確立、実施、運用、維持及び改善の要求事項について規定する。

この規格は、あらゆる種類及び規模の組織によって使用され得る。組織は、法律、規制及び契約上の要求事項を考慮して、この規格を、どのアセットに適用するのかを決定する。この規格は、物的アセット及び非物的アセットの両方を含む全ての種類のアセットに適用することが可能である。

この規格は、主に、次の人々による使用を意図している。

- アセットマネジメントシステムの確立、実施、運用、維持及び改善に従事する人々
- アセットマネジメントの活動の実践に従事又は契約する人々及びサービス提供者
- アセットマネジメントシステムの要求事項を満たす組織の能力を評価するための内部関係者及び外部関係者

この規格において示している要求事項の順序は、それらの重要性を反映しているものでも、それらを実施する順序を意味しているものでもない。

アセットマネジメントに関する一般的な情報及びこの規格に適用する用語に関する情報は、**JIS Q 55000** に示す。

この規格中の要求事項の適用に関する更なる指針は、**JIS Q 55002** に示されている。

この規格で規定されているアセットマネジメントシステムの特定の要素に関する追加の指針は、**ISO/TS 55010**（組織の財務機能及び非財務機能の整合性）、**ISO 55012**（従事者の関与及び力量）、及び **ISO 55013**（アセットデータに関するマネジメント）によって提供される。

アセットマネジメントを可能にする公共政策の策定に関する指針は、**ISO 55011** に示されている。

アセットマネジメントに関連する重要な原則が幾つかある。これには次の事項が含まれる。

- **価値**：アセットマネジメントは、アセットが時間の経過とともに組織に提供する価値に焦点を当てる。